平成２１年（フ）第３３２号
愛知県豊川市当古町本郷97番地
債務者　杉浦　成予
1　決定年月日時　平成21年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月18日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第１６６号
岡山県津山市中村445番地
債務者　宇野　正士
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月４日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２１年（フ）第５８９号
青森市浪館前田２丁目９番31号
債務者　佐藤　　忍
1　決定年月日時　平成21年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月10日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１１２８号
東京都青梅市梅郷６丁目1409番地の５シティハイムＯＺＡＷＡ201
債務者　髙村　広太
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月５日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１２１１号
東京都西多摩郡日の出町大字大久野2507番地
債務者　橋本　　勉
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月５日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１２１２号
東京都八王子市鑓水２丁目84番地２―203
債務者　佐伯きぬ子
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月５日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１２９５号
東京都立川市錦町１―13―12立川サニーコート803、住民票上の住所東京都昭島市中神町1148番地34シティハイム２
債務者　豊泉　隆春
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月５日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１２９９号
東京都立川市一番町６丁目２番地の13
債務者　藤巻　勝美
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月５日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２１年（フ）第８４１号
埼玉県朝霞市本町２丁目２番48号
破産者　直心商工株式会社
1　決定年月日　平成21年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第３２３号
福岡県うきは市浮羽町西隈上572番地の５
破産者　有限会社佐藤左官工業
1　決定年月日　平成21年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成１８年（フ）第１００２号
岩手県釜石市野田町１丁目16番25号
破産者　被相続人菊池一太郎相続財産
1　決定年月日　平成21年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２０年（フ）第３９５号
岩手県岩手郡雫石町西安庭第15地割字下長谷地88―35
破産者　株式会社エム・ビー・エス
1　決定年月日　平成21年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第２２２号
静岡市葵区牧ヶ谷2091番地の２プログレス203号、商業登記簿上の本店所在地静岡市葵区牧ケ谷1091番地の２フログレス203
破産者　株式会社ハチモクコーポレーション
1　決定年月日　平成21年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３７５号
静岡県藤枝市岡部町岡部1570番地の72、旧住所静岡市葵区牧ヶ谷2307番地
破産者　坂本　　経
1　決定年月日　平成21年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３７６号
静岡県静岡市葵区牧ヶ谷2307番地
破産者　株式会社芝浦工作所
1　決定年月日　平成21年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１５２号
長崎県長崎市琴海村松町64番地１
破産者　有限会社溝口建設
1　決定年月日　平成21年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成１９年（フ）第４０１５号
北海道北広島市北の里42番地11
破産者　株式会社荒木自動車工業
1　決定年月日　平成21年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７３３号
横浜市港北区太尾町2079―９
破産者　有限会社ハエノタイル
1　決定年月日　平成21年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部